

高等裁判所あて署名

空襲被害者の人権を保障する判決を求める署名

東京高等裁判所第23民事部 御 中

本件は、1945年の東京空襲の被害者131名が国の責任を追及して損害賠償等を求めた集団訴訟です。東京地方裁判所は2009年12月14日に原告の請求をすべて棄却する判決を言い渡しました。

この判決には、事実認定においても、法律解釈においても、重大な誤りが幾つも存在しています。

東京空襲の被害は被害当日にとどまるものではありません。戦後長く、そして現在までその被害は継続しているものであり、国が民間人被害者を切り捨て放置し、軍人・軍属との差別を肯定していることに対する不条理がさらに被害者の苦しみを拡大させています。いかなる差別も人間として耐えがたいものです。判決が「原告らの受けた苦痛や労苦には計り知れないものがあつたことは明らかである」として、「被害者の実態調査や、死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけの配慮をすることは、国家の道義的義務である」としていることは、被害者への人権侵害が深刻で重大であることを裏付けています。

しかし、判決が「国会の立法に関しては、極めて広汎な裁量を認めざるを得ない」などとして、空襲被害者と旧軍人・軍属との差別が憲法の平等原則に違反をしていないなどとしていることは司法の役割を放棄する重大な誤りです。

要請事項

貴裁判所が原告らのせつなる訴えに謙虚に耳を傾けられ、原告らの主張と立証を十分に保証したうえ、原審の誤りをただして空襲被害者を救済する内容の判決をすることを求めるものです。

- 1 原告らの主張と立証の機会を十分に保証すること
- 2 原判決の誤りをただして空襲被害者を救済する内容の判決をすること

名 前	住 所